

第2部 目次

神奈川県内議会「市民に開かれた議会度」調査 結果報告書

1. 調査の目的と観点	1
2. 調査方法	2
3. 調査結果と評価－〈1〉議会あてアンケート	2
4. 調査結果と評価－〈2〉政務活動費の支出状況のHP公開	6
5. 調査結果と評価－〈3〉陳情・請願のHPでの説明	8
6. 「市「情報公開手数料問題」その後	9
7. まとめ・提言	10

資料編

①各議会あてアンケート用紙	資p. 1
②陳情・請願の受理件数および委員会付託・議員配布した件数	資p. 3
③評価基準と点数評価の配点	資p. 4
④政務活動費交付条例・同規則の規定とHP公開年度	資p. 6
⑤〈参考〉川崎市議会の請願・陳情における個人情報の取扱い	資p. 8
⑥神奈川県議会「市民に開かれた議会度」調査 採点表	資p. 9
広報誌で振り返る「かながわ市民オンブズマンの活動〈議会関係〉」年表	資p. 10

神奈川県内議会「市民に開かれた議会度」調査 結果報告書

2026.4.25

1. 調査の目的と観点	・・・資料編・・・
2. 調査方法	① 各議会あてアンケート用紙
3. 調査結果と評価－<1>議会あてアンケート	② 陳情・請願の受理数、審査付託率一覧
4. 調査結果と評価－<2>政務活動費支出状況の HP 公開	③ 点数評価の評価基準と配点 ④ 政務活動費交付条例・同規則の規定と HP 公開年度
5. 調査結果と評価－<3> 陳情・請願の HP での説明	⑤ <参考>川崎市議会の陳情・請願に かかる個人情報の取扱い
6. 「市民に開かれた議会度」県内議会順位	
7. まとめと提言	⑥ 採点表

1. 調査の目的と観点

かながわ市民オンブズマンは、発足当初の 1997 年度から県および県内市町村議会の委員会傍聴と委員会会議録の公開度調査に取り組んだのを端緒として、議会の透明度の向上を働きかけてきた。2007 年には県内の他の 13 市民団体と連携して「開かれた議会をめざす神奈川県内自治体の議会における請願・陳情の取扱い」調査を実施している。

30 回目の節目の総会を迎えるにあたって実施した今回の「市民に開かれた議会度調査」は、陳情の取扱いに重点を置いている。「市民に開かれた議会」が、傍聴・インターネット中継・議会ホームページや議会広報紙（議会だより）・議会報告会などで市民に議会の情報を広く知らせる体制を整えた議会であるのは当然だが、もう一つの柱は「市民参加に積極的であること」だと言ってよい。この「市民参加」の代表的なツールが陳情であると捉えている。

請願法は、憲法第 16 条に基づく請願権の実際の運用を規定し、請願者が差別待遇を受けないことを保障する一般法であるが、同法には請願書の提出に紹介議員を必要とする規定はない。「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない」と規定しているのは個別法の地方自治法(第 124 条)であるが、請願と陳情の本質的な違いを定義した規定を持つ法律はなく、その違いは紹介議員の有無のみである。

陳情は、請願のように受理義務や誠実な処理義務が法で定められていない分、議会におけるその取扱いは、市民の自立性への信頼と市民参加を重視する姿勢と不可分であると言える。こうした観点から、本調査においては、各議会が陳情制度を運用するにあたり、受理義務や誠実な処理義務をどこまで果たそうとしているのかを調査・比較した。

合わせて、議会運営・議員活動の透明性の確保、市民参加を前向きに捉える姿勢に関する調査項目を設定し、全体を捉えた議会間の比較の意味で点数評価を行った。

2. 調査方法

議会あてアンケートと議会のホームページを調べる机上調査の2通りで実施。

(1) アンケート調査

2026年1月23～30日に全34議会の議会事務局あてにアンケート用紙をメール発信（大和市議会のみFAX発信）。※資料編① アンケート用紙

回答期限の2月27日までに回答のなかった議会には回答を督促し、全議会から回答を得た。3月末に暫定集計結果を送信し、修正などの指摘を受付けた。

(2) 議会ホームページのチェック・評価（机上調査）

- (a) 政務活動費支出状況の公開
- (b) 陳情・請願の説明等
- (c) 会議規則の陳情に関する条文

※ cは評価・採点対象ではなくアンケート調査の集計の参考とした。

3. 調査結果と評価－<1>議会あてアンケート

(1) 陳情・請願の受理数、委員会審査付託件数、議員配付件数

※資料編② 陳情・請願の受理数、審査付託率一覧

各議会の陳情・請願の取扱い状況を評価する基礎データとして、2023年4月～25年12月の33カ月間の陳情・請願の受理数、委員会への審査付託件数、議員配付とした件数を尋ねた。その際、「所在地が当該自体外の団体等から複数自治体に一斉に提出された」と推定される、意見書提出などの国等へのアクションを求めるもの」の内数の記載を要望したが、内数が把握できない議会が3議会あった。（なお、資料編②『一覧』では、当該自治体内に住所を有する者等から提出の陳情を「圏内」と表記）

- ① 33カ月間に100件以上の陳情を受理していたのは、県議会、横浜・川崎・相模原の3政令市議会に加えて、藤沢市・鎌倉市・葉山町議会であった。このうち県議会・横浜・川崎・鎌倉市議会は市内（県議会は県内）から提出の陳情に限っても100件を超えている（藤沢市は内数不明）。
- ② 一方、計14の町村議会の陳情の受理件数は、葉山町議会を除き60件未満であり、特に町村内に住所を有する住民等から出された陳情数は0～10件台と少ない（開成町議会は内数不明）。
- ③ 調査結果の最重要ポイントは、全体を概観すると請願の数が陳情に比べて極端に少ないということである。これは、「一般市民が議会に出す要望を成文化するには、議員の手助けやチェックが必要。わけのわからない要望を出されても困る」といった発想が通用しない今日において、市民等が議会に要望や政策提案を届ける手段として、請願よりも陳情の方が有用であることを端的に意味する。

例外的に請願の受理数が多いのは横浜市会である（陳情214件に対し、請願129件）。

これは、横浜市会が▽受理した陳情のうち、議会から国会または関係行政庁への意見書の提出（地方自治法第99条）に関するもの等で議長が必要と認めたものは関係常任委員会又は運営委員会に付託する▽それ以外の陳情（市政にかかる要望・提案等の陳情）については、議長が市長等の回答を求める（関係局・関係区に送付し、期限を定めて回答を求める）という取扱いをしていることに起因すると言わざるを得ない。

横浜市会では、請願の委員会審査付託率が100%であるのに対し陳情の付託率はわずか28%である。そのため、市政にかかる要望・提案等について議会で審査し判断を示してほしいと考える市民は請願という手段を選ばざるを得ないことになる。

- ④ 議会によって陳情・請願の受理数が大きく異なるため、点数評価の対象の設定には苦慮したが、市民等から出された陳情に対し「誠実な処理義務」を果たそうとしているかどうかの大きく捉えた傾向は委員会への審査付託率に反映されたと考え、委員会付託率を算出した（当該自治体外から出された陳情を自動的に議員配付とする運用を行う議会が大多数なので、当該自治体内から出された陳情に限って算出）。

この付託率が7割を超える議会を「付託率が高い議会」と位置付けたところ、34議会中14議会が該当した。そのうち委員会の意思決定が「採択・不採択」の議会に7点（7議会が該当）、「了承・不了承」の議会に4点（7議会が該当）を付けた。

なお、1市9町村の議会において当該自治体外からの陳情が8割を超えることが確認された。比較が困難であるため、これらの議会には便宜的に1点を配している。

比較・評価が難しいことを表す事例として、愛川町議会の付託率について触れておく。受理した陳情59件に対して委員会付託が30件（付託率51%）は、町議会としては高い比率である（後述の「順位」で1位となった寒川町議会は、陳情受理数56件に対し付託はわずか5件）。しかし、町外からの陳情を除外して計算すると $5/17=29\%$ の付託率となり、点数を付けられなかった。

(2)陳情の受理（※資料編①アンケート用紙 設問2-1）

「請願法で受理が義務付けられている請願（法第5条 この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない）と同様に、形式・手続きが整った陳情を受理しているか否か」を回答から分類した。

- ① 県・14市・11町村議会が「ア. 議会事務局が形式、手続きが整っていることを確認した上で受理」と回答、他に1市2町がこれに準じた回答内容で、7点の配点。
- ② 平塚市・鎌倉市・中井町議会は、「会議規則の『議長が受理する／処理する』という一般的な規定とは別に、議長が『受理しない』ことを決められるルールがある」と判断され、上掲の「否」に該当するため、0点とした。

- ・平塚市議会… 事務局が形式、手続きが整っていることを確認した上で受付し、受理・不受理は議長が決める。
- ・鎌倉市… 議会事務局が形式等について確認した上で、受理をするにあたり、疑義が生じたものは正副議長が判断する（議会事務局回答）／また、『陳情配付等基準』で「次の内容の陳情については、公開について慎重を期する必要があることから、正・副議長に取り扱いの判断を委ねることとする。」として6項目を掲げており、この基準の「配付等」の「等」は受理・不受理の判断を含む。
- ・中井町… 「エ. 受理・不受理は議長が決める（個々の陳情の不受理の理由は陳情提出者や議会運営委員会に明らかにされない）」という選択肢で回答

③ 次の2市については中間点4点を付けた。

- ・茅ヶ崎市議会… 「ウ. 要件を明文化したものにに基づき、議長が受理・不受理を決め、不受理の場合ほどの要件に該当したかを提出者に通知する」という選択肢で回答
- ・秦野市… 明文化したものにに基づき、議会局で受理。なお、不受理の場合は、議長が判断し、提出者に理由を伝えている。

なお、②と③の違いは、②においては議長判断の密室性が懸念されるのに対し、③は一定の透明性が担保されていることである。鎌倉市議会においては、2025年度に提出された陳情が議長判断により「提出されなかったこと」にされた複数事案が、提出した当事者から報告されている。

(3)陳情の取扱い（※資料編 ③ 点数評価の評価基準と配点 設問3-1~7)

① 設問3-1(1)「受理した陳情の取扱い（委員会に審査付託するか議員配付か）を議会運営委員会等の協議体で決めているか」については、27議会がYes(7点)、大和市・座間市の2議会がNo(0点)であった。

陳情の取扱いの判断は、議会運営委員会などの協議体における協議を通すことで透明性が担保される。川崎市議会では常任委員会の正副委員長会議（傍聴も可）で協議されるのでYesに分類したが、大和市議会では議長・副議長、議会運営委員会正副委員長の四者協議ということで、透明性が担保された協議体というには不十分であると考えた。

また、これらとは別に「議長が議運の意見を聞く陳情を選ぶ」に該当する議会が5市議会あった。このうち、横須賀市議会は、議長が委員会に送付しないことができる陳情を「基本的な人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの」「個人の秘密を暴露するもの」の2要件に限っているので特例的に中間点の5点をつけ、2件よりも多い他の4市議会は2点の配点とした。

3-1(2)「陳情の取扱いを協議する議運等は傍聴できるか」も、協議の透明性の確保という視点での設問である。

- ② 設問 3-3(1)(2)は陳情提出者による審査付託先委員会での趣旨説明（口頭陳述）の可否を尋ねたものである。

陳情は文書主義であるが、陳情書では言い足りなかった陳情の趣旨を提出者が陳述できるのは、市民参加の観点から望ましいばかりでなく、「議員が陳情をどのように受けとめて判断をくださったのか」ということの説明責任が果たされることにつながり、会議録に残せば後付けでも検証できる。よって7点ずつ配点しており、後述の順位で上位にランクされた市議会は、ここでの点の取りこぼしが無い。

不可解なのは、3-3(1)趣旨説明の可否、(2)趣旨説明を会議中とし会議録に載せるか休憩中扱いとするか、について「その都度委員会で決める」と回答した議会である。委員会構成メンバーの市民参加についての認識に左右されるようなことでよいのであろうか。あるいは、陳情の内容や陳情提出者の属性で「その都度決める」のだろうか。

「趣旨説明ができる」と回答している議会の1件あたりの発言時間は5分～15分で、10分が最も多かった。「他に審査しなければならない議題が沢山ある」などということも「その都度決める」の根拠にはならない。

- ③ 設問 3-4 では、陳情・請願を審査する委員会のネット中継について聞いている。

「委員会は中継し、趣旨説明も中継」という議会は29%（県議会・7市議会・2町議会）で、決して少なくはない。

一方、常任委員会のネット中継を行っていない議会は全体の56%（8市議会、10町1村議会）を占め、予想よりも多かった。ネット中継の経費捻出は町議会などでは財政面の課題があると思われるが、市議会ではもっと広がっていてしかるべきである。

- ④ 設問 3-5 では、委員会に審査付託された陳情について委員会で採択・不採択の採決を行うのか、設問 3-6 では、委員会で採択・不採択の結論が出た陳情について本会で採決を行うのか尋ねた。

県議会を例に挙げると、請願・陳情についてホームページで次のように述べている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 請願…審査の結果、内容が適当と認められると採択されます。そして、知事や教育委員会、公安委員会など<u>関係する執行機関に送付</u>され、受け取った<u>執行機関では請願の内容を尊重して仕事を進めること</u>になります。・ 陳情…審査の結果、内容が適当と認められると<u>了承</u>されます。陳情は請願と異なり、<u>関係執行機関へは送付されませんが、陳情に関する執行機関は、陳情内容に留意し、仕事を進めること</u>になります。 |
|--|

請願と陳情は、県民が「県政について要望や意見等を述べる」という同様の行為であるのに、紹介議員の有無だけでこれほど扱いに差をつける合理的理由はない。

陳情も請願と同様に委員会で採択・不採択の採決を行うとする議会は7市・4議会(34%)にとどまり、「紹介議員によるお墨付き」偏重から市民参加を当たり前とする議会への脱却が求められる状況である。

一方、本会議で採択・不採択の採決を行うと回答した議会は、9 市・14 町村議会(68%)と多かった。これは、「委員会では趣旨採択(≠採択)」と回答した10 町村議会が、(実際に採決を行った事例はあまりないが)「陳情が本会議に係る場合は、請願に準じた取扱いになる」として「採決を行う」と回答したためである。

(4)「市民に開かれた議会度」に関する調査(陳情の受理・取扱い以外)

(※資料編 ③ 点数評価の評価基準と配点 設問4-1~4(2))

- ① 設問4-2については「委員会資料を見ながら委員会傍聴・ネット中継視聴ができるか」という視点で回答を取りまとめた。

常任委員会のネット中継の視聴時には、委員会資料の web 閲覧ができないと審査内容が理解しづらい。「審査日程・議案以外の常任委員会資料が、委員会開催日以前または委員会当日に議会 HP に掲載されて中継時に見ることができる」に該当する議会が9 議会あった。全体的に点数が低迷している横浜市会も、委員会開会時刻までに委員会資料を web 掲載していることは評価できる。

- ② 設問4-3は、議案に対する議員毎の表決の公表状況について確認したものである。19 議会が「定例会毎に議会 HP に(議員毎の)表決結果一覧表を掲載」と回答しており、会派の表決の公表が主であった時代からは変わってきている。

4. 調査結果と評価 - <2> 政務活動費の支出状況の HP 公開

(※資料編 ④ 政務活動費交付条例・同規則の規定と HP 公開年度)

各議会が政務活動費の支出状況を議会ホームページでどのように公表しているか調べた。収支報告書等を議会ホームページへの掲載という方法で公表することの意義は、大きく捉えると次の2点である。

- ① 議員の側から言えば、政務活動費を用いた自らの政務活動についての説明責任を果たすことであり、市民にとっては、情報公開条例に基づく公開請求によらず議員の政務活動費の使い方を点検する手助けとなる
- ② 収支報告書にとどまらず、領収書や会計帳簿、活動報告書・視察報告書が web 上で誰でも見られる状態であれば、政務活動費の充実に適するか否かのグレーゾーンの支出の充抑制になる

そこで、収支報告書・会計帳簿・領収書を①②を満たす3アイテムとして、ホームページ上での公開状況を調べた。全国市議会議長会が2025年8月に公表した実態調査の「ホームページ上で収支報告書等の公開を行っている全国677市の公表状況」と当オンブズが調べた県内34議会中の18市議会(交付のない三浦市を除く)公表状況を比較すると、

・収支報告書：県内18市議会中14市議会 77.8%、全国677市 85.1%

- ・領収書：県内 18 市議会中 9 市議会 50.0%、全国 677 市 61.9%
- ・会計帳簿：県内 18 市議会中 7 市議会 38.8%、全国 677 市 31.9% となった。

県内 34 議会全体の公表状況を通して言えることは、全般的に低調であり、特に全国的にも高額な政務活動費が交付されている横浜市会・川崎市議会で、具体的使途を明らかにする会計帳簿・領収書がHP公表されていないことが目を引く。両議会では、最近でも住民監査請求や住民訴訟の過程で不適切な支出が明らかになり自主返還に至った事案や、返還を命ずる判決が出された事案が発生している。

一方、交付額が比較的低額（月額数万円）な市町議会においても一部の議会を除いて公表状況は低調である。議会事務局の事務コストを考慮した運用と推測されるが、議員（会派）からの資料提出は近年では電磁的データによってなされるようになっておりHP公表のコストは低下している。運用の見直しが望ましい。

採点については、収支報告書・会計帳簿・領収書の 3 アイテムの掲載で 15 点、収支報告書と会計帳簿または収支報告書と領収書の 2 アイテムで 10 点、収支報告書のみでは①②の役割を満たさないので 3 点（一覧表の形態では 1 点）とした。

政務活動費の収支報告書・会計帳簿・領収書の写しの掲載状況	採点	得点
収支報告書・会計帳簿・領収書の写しが掲載されている	A	15
収支報告書・会計帳簿もしくは収支報告書・領収証が掲載されている	B	10
収支報告書（各議員・会派が提出したもの）のみ掲載されている	C	3
交付された会派・議員全体の収支（または支出状況）一覧表のみ掲載	D	1
収支（支出状況）一覧表も掲載されていない	E	0

収支報告書と会計帳簿の 2 アイテムで 10 点とした理由は、会計帳簿が web 上で見られれば、一般に枚数が非常に多い領収書に直に当たるよりも、「チェックすべきと思われる支出」の絞り込みに役立つからである。支出日の順の記載であるため、例えば「年度末に翌年度分を支払う」などの不適切な支出のチェックも容易となる。

なお、今回の調査では「会計帳簿」の判断にやや苦慮した。自治体のなかには収支報告書の他に「支出簿」「支出内訳」「支出伝票」などの名称で公表し、そこに記載された日付・金額・内容等を通じて領収証等の疎明資料と個別に一応検証できるところもあった。しかし、このような資料では本来「会計帳簿」が備えるべき要素としての一覧性や網羅性に欠け情報利用者にとって十分とは言えないと判断し、本調査ではこうした自治体は会計帳簿を備えていないとした。

なお、34 議会中政務活動費の交付がない三浦市、大井町、開成町、真鶴町、湯河原町、清川村議会と月額交付額が 1 万円未満の二宮町、松田町については採点対象から外し、政務活動費の支出状況の公表についての配点 15 点を差し引いた 85 点満点を 100 点満点に換算した点数をランキングの合計点としている。

<高得点の3議会と対照的な横浜市会についての個別評価>

① 横須賀市議会

政務活動費の公表用に独自のシステムを運用している。視覚的に検索しやすく、技術的にも資料がダウンロードできるようになっているなど、政務活動費について自ら説明しようとする努力、市民に知ってもらおうとする姿勢が感じられる。一覧性のある会計帳簿（作成・保管義務）の公表が望まれる。

② 藤沢市議会

情報量が多く、報告書一覧・収証等の証拠類などにたどり着きやすく、とても利用しやすい。

ただし、収支報告書原本が公表されていない。推察するに、閲覧や検証の利便性を考慮し、証拠資料等との連動をしやすいように加工した収支報告書を公表している。この点は利便性の視点から評価できるし、本調査では収支報告書と内容が同じであると判断して収支報告書を「公表」しているとしたが、収支報告書原本も併せて公表することは望ましい。

現行の公表では、会派の代表者氏名（別資料で確認はできるが）や収支報告書提出日が明らかにならず、後述の横浜市のように条例に則った提出期限の当否が確認できないからである。

③ 大和市議会

議会 HP 内の政務活動費ページからの検索がシンプルでとてもわかりやすく、収支報告書一覧、会派別収支報告書、会計帳簿、証拠資料等に一直線に迷わずたどりつける点で、よく工夫されている。また、調査研修費・調査旅費などの費消があった場合に提出を求める調査研究報告書の公表も充実している。

惜しむらくは、こうした情報公開が2年分だけで、それ以前は情報公開請求によらねばならぬとしている点は大変遺憾である。他の自治体と比較しても、HP でこれだけ充実した内容をなぜ2年分だけしか公表しないのかわからない。

④ 横浜市会

日本を代表する政令指定都市であるにもかかわらず、政務活動費の情報公開に関しては消極的と言わざるを得ない状況である。また、「横浜市会政務活動費の交付に関する条例」第6条第2項によれば、「前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない」となっているにもかかわらず、公表されている収支報告書のなかにはその提出日がこの規定に則っていないと思われるものが散見される。

5. 調査結果と評価－<3> 陳情・請願のHPでの説明

各議会のホームページを点検・チェックし、陳情・請願の制度紹介や提出方法の説明などの記載について、1. 陳情・請願の意義の記載／2. 提出の仕方および取扱いの流れの説明／3. 陳情提出者の陳述取扱いの流れの説明／4. 個人情報の取扱い 一の4項目で評価・採点を行った。4項目・計5点の配点で、満点の5点は藤沢市議会のみ。

おのずと主観的な判断となるが、評価の視点については、資料編 ③ 点数評価の評価基準と配点を参照されたい。また、4.個人情報の取扱い に関しては、資料編 ⑤ 川崎市議会の陳情・請願にかかる個人情報の取扱い が評価に値する。

6. 「市民に開かれた議会度」県内議会順位

全議会

順位	議会名	点数
1	茅ヶ崎市	88
1	寒川町	88
3	横須賀市	80
4	相模原市	77
5	藤沢市	76
6	南足柄市	75
6	小田原市	75
8	葉山町	74
9	二宮町	73
10	大和市	71
10	大井町	71
12	秦野市	70
13	伊勢原市	64
14	神奈川県	63
15	箱根町	62
16	海老名市	59
17	湯河原町	58
18	川崎市	56
18	愛川町	56
20	清川村	55
21	三浦市	54
22	鎌倉市	50
23	大磯町	49
24	中井町	48
24	松田町	48
26	開成町	47
26	横浜市	47
26	真鶴町	47
29	座間市	45
30	綾瀬市	44
31	山北町	40
32	厚木市	38
33	逗子市	32
34	平塚市	29

県市議会

順位	議会名	点数
1	茅ヶ崎市	88
2	横須賀市	80
3	相模原市	77
4	藤沢市	76
5	南足柄市	75
5	小田原市	75
7	大和市	71
8	秦野市	70
9	伊勢原市	64
10	神奈川県	63
11	海老名市	59
12	川崎市	56
13	三浦市	54
14	鎌倉市	50
15	横浜市	47
16	座間市	45
17	綾瀬市	44
18	厚木市	38
19	逗子市	32
20	平塚市	29

町村議会

順位	議会名	点数
1	寒川町	88
2	葉山町	74
3	二宮町	73
4	大井町	71
5	箱根町	62
6	湯河原町	58
7	愛川町	56
8	清川村	55
9	大磯町	49
10	中井町	48
10	松田町	48
12	開成町	47
13	真鶴町	47
14	山北町	40

※色が掛けている点数は、政務活動費が不交付及び月額1万円未満の議会度で85点満点を100点満点に換算したもの

7. まとめ・提言

(1) 本調査の特徴

冒頭でも述べたとおり、本調査は「市民に開かれた議会度」を「市民参加に積極的であること」を中心に据えて点検を試みたものである。そのため、市民参加の代表的なツールである陳情の各議会での取扱いに関する調査項目が多数を占め、点数評価では100点満点中68点（アンケート調査で63点、議会HP調査で5点）が陳情の取扱い関係である。

陳情の受理数、特に当該自治体に住所を有する住民等が提出した陳情の数は、県議会・政令市議会・一般市議会と町村議会では大きく異なる（町村議会では、葉山町議会などの一部を除いて非常に少ない）。結果、県・市議会と町村議会を横並びで比較するのは無理な側面もあり、前ページの「市民に開かれた議会度」県内議会順位は、県・市議会と町村議会とを分けたランキングの方が大まかな傾向の理解に役立つと思われる。

(2) 陳情の取扱いの理想的パターンと採点結果の傾向

まず、陳情の取扱いの理想的パターンを掲げたい

ア. 陳情の受理 … 請願と同様に形式・手続きが整った陳情は受理

イ. 陳情の取扱いの判断… 委員会付託か議員配付かは、議運等の協議体による透明性を担保した協議で決める

ウ. 趣旨説明… 委員会での陳情審査時に提出者は趣旨説明ができ、

趣旨説明は「会議中」とされて会議録に掲載され、ネット中継もされる

エ. 陳情に対する議会の意思決定… 委員会の意思決定は、請願と同様の採択・不採択で委員会で結論を出した陳情は本会議にもかかって採決に付される。

県・市議会のランキングで1~4位の茅ヶ崎市・横須賀市・相模原市・藤沢市は、特にア~ウで理想パターンに近く、上位への位置づけにつながった。

(3) 個別に改善を求める事例

政務活動費のHP公開に関して個別の意見を付した横浜市会には、陳情の取扱いに関しても改善を求めたい。既にp.3で言及したとおり、横浜市会は、委員会に審査付託する陳情を、国会や関係行政庁への意見書の提出を求める陳情にほぼ限定し、それ以外の「市政にかかる要望・提案等の陳情」については、議長が関係局・関係区に送付し、期限を定めて回答を求めるといった取扱いをしている。陳情提出者は議会にあてて陳情を出しているのだから、ただ右から左へと関係局・関係区に送って回答させるのではなく、議会として陳情の内容を確認し、賛同するか賛同できないかの判断をくださった上で、必要に応じて関係局・関係区に送付するべきではないか。陳情の受理数が飛びぬけて多いことは確かであるが、市民提案である陳情を議員がスルーしてしまう現状は問題であり、何らかの工夫が求められる。

ランキング下位の平塚市議会は68件（市内から28、市外から40）の陳情が寄せられていながら、委員会に審査付託がゼロ件なのはどうしたことか（町議会では山北町議会が同様のパターン）。両議会を含む下位の議会には、県内の他の議会に後れを取っている現実を直視して奮起してほしい。

(4) 県内議会の「底上げ」を

昨今の議会広報には、市民の関心を喚起するため、動画や視覚的コンテンツを多用した議会情報の発信にシフトする傾向がある。それも「市民に開かれた議会」を目指す取り組みには違いないが、議会としてアピールしたいことを見せるだけでは不十分で、市民にチェックされ、時に批判されるための材料の提供（議会の中継、会議録の迅速なアップ、政務活動費の支出状況…）が重要である。また、議会棟のセキュリティ強化の広がりに対しても、「開かれた議会」からの逆行が懸念されるところである。陳情のような市民参加が議会の活性化につながるものとして、各議会において前向きに位置づけら

れることがいっそう望まれる。健闘している議会の事例に学んで底上げがはかられることに期待する。

2 陳情の受理

2-1	陳情が持参・郵送で提出された際の対応は次のいずれですか。
	ア. 議会事務局が形式、手続きが整っていることを確認した上で受理 (誤記や個人情報保護上問題がある記載は、訂正を求めた上で受理する場合を含む)
	イ. 「受理・不受理の要件を明文化したもの」に基づき、議会事務局が 受理・不受理を判断(手続き上、追って議長決裁を経ることも含む)
	ウ. 「要件を明文化したもの」に基づき、議長が受理・不受理を決め、不 受理の場合はどの要件に該当したかを提出者に通知する
	エ. 受理・不受理は議長が決める(個々の陳情の不受理の理由は陳情提出 者や議会運営委員会に明らかにされない)
	オ. その他(具体的に:)

2-1 回答

3 陳情の取扱い <参考：請願の取扱い>

3-1 (1)	受理した陳情を委員会に審査付託するか議員配付とするかについては、議 会運営委員会が協議して決める
	ア. 受理した全陳情について議会運営委員会で協議して決める
	イ. 議長が議会運営委員会に取扱いを諮る陳情を選び、 議会運営委員会は議長から示された陳情についてのみ協議して決める
	ウ. 受理した全陳情について議長が決める
	エ. 議長が陳情を委員会付託しないと判断する際には 正副委員長会議を確認する
	オ. 決議または意見書の提出を求める陳情のみ審査付託する
	カ. 陳情は委員会に審査付託しない※
	キ. その他(具体的に:)

3-1(1) 回答

※カと回答の場合は、<参考>①、②、3-4、7および4-1~4の質問へ。

3-1 (2)	前問で陳情についてアまたはイの回答の場合の議運の傍聴は？
	ア. 陳情の取扱いを協議する議会運営委員会は原則傍聴できる イ. 陳情の取扱いを協議する議会運営委員会は傍聴できない

3-1(2) 回答

<参考> ①	請願についてはいかがですか？
	ア. 受理した請願は全て委員会に審査付託する
	イ. 受理した請願を委員会付託しない場合もある (具体的に:)

<回答>

3-2	陳情を委員会に審査付託するか議員配付とするかの判断の際の基準を 明文化したものはありますか？
	ア. ある(名称:)
	イ. ない(「先例・慣例による」を含む)

3-2 回答

※アと回答の場合、ホームページに掲載されている場合はそのURLを下
の余白に貼り付けてください。掲載していない場合は、PDFファイルを
本回答用紙と一緒にメール添付にてご提供ください。

【調査の趣旨】陳情は、請願のように受理義務や誠実な処理義務が法で定められたものではありません。その分、陳情の取扱いは、市民の自立性への信頼と市民参加を重視する姿勢と不可分であるとも言えます。各議会が陳情の制度を運用するにあたり、受理義務や誠実な処理義務をどこまで果たそうとしているのかを調査・比較し、**透明性の確保や市民参加の指標となる他の調査項目**と合わせて、県内議会の「市民に開かれた議会度」を明らかにしたいと思います。

対象 神奈川県議会・県内19市13町1村議会

回答 本回答用紙を添付し、メールにて御回答ください。宛先： kana-ombuds@nifty.com

締切 2026年2月27日(金)までにお送りください。

調査内容に関するお問い合わせ

上記宛先へのメール または 0467(24)6930 (担当・保坂) への電話でお願いします。

回答なさる方の氏名（職名）・メールアドレス・電話を記入してください			
議会名			
記入者名（職名）			
メールアドレス		電話	

質問

回答は、1- 1, 2は件数を、2-1以降は該当の選択肢（カタカナ）を回答欄に記入し、具体的な記述は質問文中の（ ）内に記入してください。※は注釈です。

1 陳情・請願の受理および取扱い状況

		1-1 回答
1 - 1	2023年4月～2025年12月の陳情・請願の受理数※	陳情： () 件 請願： () 件

※件数は受理した総数を記載し、そのうち「所在地が貴自体外の団体等から複数自治体に一齐に提出されたと推定される、意見書提出などの国等へのアクションを求めるもの」の件数はカッコ内に記入してください。1 - 2についても同じ。

		1-2 回答
1 - 2	①前問の受理した陳情・請願のうち 委員会に審査付託した件数※	陳情： () 件 請願： () 件
	②前問の受理した陳情・請願のうち 議員配付とした件数	陳情： () 件 請願： () 件
	③その他の件数 (具体的に：	陳情： () 件 請願： () 件

※①～③共通： 提出者による取下げや差替えはカウントしません。

	オ. 採択された陳情の要約を記事にした「議会だより」を掲載	
	カ. その他（具体的に： _____）	

4 「市民に開かれた議会度」に関する質問（陳情の取扱い以外）

4-1	議会運営委員会は傍聴できますか？（◇複数回答可）	4-1 回答
	ア. 傍聴席で傍聴できる	
	イ. 毎回インターネット中継を視聴できる	
	ウ. 1定例会に1回以上議会運営委員会をインターネット中継している	
	エ. インターネット中継はしない	

4-2	委員会資料（議案以外の審査資料）は見られますか？（◇複数回答可）	4-2 回答
	ア. 委員会開催日より前に議会ホームページで見られる	
	イ. 傍聴席の傍聴者は、設置の紙の資料またはモニター画面で見られる	
	ウ. 中継視聴者は委員会当日にホームページにアップされた資料を見られる	
	エ. 委員会終了後、数日以内に議会ホームページに掲載	
	オ. 議会文書を配架した市民情報センター（行政資料室）などに足を運ばなければ見られない	
	カ. その他（具体的に： _____）	

4-3	議員ごとの議案に対する表決は公表されていますか？ （※本会議の採決時の録画映像は公表に含みません）	4-3 回答
	ア. 定例会毎に速やかに議会ホームページに一覧表を掲載	
	イ. 「議会だより」に全議案の表決を掲載	
	ウ. 「議会だより」に主な議案の表決を掲載	
	エ. 議員ごとの表決は公表していない	

4-4 (1)	本会議の会議録がホームページに掲載されるのはいつですか？	4-4(1) 回答
	ア. 次の定例会が始まるまでには掲載される	
	イ. 上記以外（具体的に： _____）	

4-4 (2)	常任委員会の会議録がホームページに掲載されるのはいつですか？	4-4(2) 回答
	ア. 次の定例会が始まるまでには掲載される	
	イ. 上記以外（具体的に： _____）	

4-4 (3)	常任委員会の中継録画がホームページに掲載されるのはいつですか？	4-4(3) 回答
	ア. 原則、当該定例会の最終本会議の前日までには掲載される	
	イ. 上記以外（具体的に： _____）	

質問は以上です。回答、ありがとうございます。

3-3 (1)	委員会に審査付託された陳情の提出者による趣旨説明（陳述）は？	3-3(1) 回答
	ア. 委員会で趣旨説明（陳述）できる（具体的に： 分間）	
	イ. できない ウ. その都度委員会で決める	

<参考> ②	請願についてはいかがですか？	<回答>
	ア. 請願提出者は委員会で趣旨説明(陳述)できる（具体的に： 分間）	
	イ. できない（「紹介議員が趣旨説明を行う」を含む） ウ. その都度委員会で決める	

3-3 (2)	3-3(1)で陳情についてアの場合、趣旨説明（陳述）は休憩中ですか？	3-3(2) 回答
	ア. 休憩中ではない（議会会議録に載る） イ. 休憩中である（議会会議録に載らない）	

3-4	陳情・請願の審査が行われる常任委員会のインターネット中継は？	3-4 回答
	ア. 中継される。陳情(請願)提出者の趣旨説明（陳述）も中継される	
	イ. 中継されるが、陳情(請願)提出者の趣旨説明（陳述）の中継はない ウ. 常任委員会はインターネット中継していない	

3-5	陳情に対する委員会の意思決定で、採択のほかに趣旨採択という選択肢を設けていますか？	3-5 回答
	ア. 陳情についても、請願と同様に採択・不採択である	
	イ. 陳情については、採択・不採択のほかに趣旨採択もある	
	ウ. 陳情については、趣旨採択・不採択である エ. 陳情については、了承・不了承である	

<参考>	請願についてはいかがですか？	<回答>
	ア. 趣旨採択という考え方はない イ. 趣旨採択という場合もある	

3-6	付託先委員会で採択・不採択の結論が出た陳情は本会議にかかりますか？	3-6 回答
	ア. 委員長報告の後、採決し、本会議において採択・不採択を決する	
	イ. 委員長報告のみ行う ウ. 委員長報告も採決も行わない	

3-7	提出された陳情は定例会ごとに議会のホームページに掲載されますか？	3-7 回答
	ア. 受理した陳情の件名、委員会付託の有無、付託先、審査結果の一覧を掲載	
	イ. 上記一覧は請願については掲載するが、陳情については委員会付託をしないので、件名のみを掲載	
	ウ. 陳情については件名の掲載もない エ. 採択された陳情は、陳情の本文も掲載される	

陳情・請願の受理件数および委員会付託・議員配付した件数(注1)

議会	区分	2023年4月～25年12月		議員配付と した件数	A' (圏内)	B' (圏内)	B'/A' (%)	圏外が 8割超	市内提出の陳 情の委員会付 託が7割超
		の陳情・請願の受理数A	付託した数B						
1 神奈川県	陳情	113 (11)	94	19 (11)	102	94	92		○ 了承・不了承
	請願	34 (0)	34	11 (0)					
2 横浜市(注2)	陳情	214 (15)	71 (15)	0 (0)	199	56	28		
	請願	129 (4)	129 (4)	0 (0)					
3 川崎市	陳情	147 (5)	122 (3)	20 (2)	142	119	84		◎
	請願	35 (0)	35 (0)	0 (0)					
4 相模原市	陳情	103 (50)	77 (29)	21 (21)	53	48	91		◎
	請願	0 (0)							
5 横須賀市	陳情	69 (不明)	49 (不明)	20 (不明)	69	49	71		○ 了承・不了承
	請願	12 (不明)	12 (不明)	0					
6 平塚市	陳情	68 (40)	0 (0)	66 (40)	28	0	0		
	請願	11 (02)	9 (2)	0 (0)					
7 鎌倉市	陳情	159 (34)	89 (4)	64 (30)	125	85	68		
	請願	3 (0)	3 (0)	0					
8 藤沢市	陳情	166	150	16	166	150	90		○ 了承・不了承
	請願	5	5	0					
9 小田原市	陳情	65 (34)	32 (18)	33 (16)	31	14	45		
	請願	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
10 茅ヶ崎市	陳情	81 (56)	37 (18)	44 (38)	25	19	76		◎
	請願	2 (0)	2 (0)	0					
11 逗子市	陳情	97 (48)	72 (30)	25 (18)	49	42	86		○ 了承・不了承
	請願	0							
12 三浦市	陳情	88 (47)	68 (30)	20 (16)	41	38	93		○ 了承・不了承
	請願	0							
13 秦野市	陳情	60 (43)	48 (33)	3 (3)	23	15	65		
	請願	0							
14 厚木市	陳情	94 (61)	46 (26)	48 (35)	33	20	61		
	請願	4	4 (4)	0					
15 大和市	陳情	71 (43)	34 (12)	37 (31)	28	22	79		◎
	請願	13 (1)	13 (1)						
16 伊勢原市	陳情	53 (36)	51 (36)	2 (0)	17	15	88		◎
	請願	0							
17 海老名市	陳情	87 (50)	28 (0)	59 (50)	37	28	76		○ 了承・不了承
	請願	1 (0)	1 (0)	0					
18 座間市	陳情	84 (49)	79 (44)	0	35	35	100		◎
	請願	1 (01)	1 (01)	0					
19 南足柄市	陳情	65 (62)	35 (32)	30 (30)	3	3	—	○	—
	請願	0							
20 綾瀬市	陳情	69 (45)	48 (29)	21 (16)	24	19	79		○ 了承・不了承
	請願	8 (3)	8 (3)	0					
21 葉山町	陳情	135 (47)	116 (38)	19 (9)	88	78	89		◎
	請願	3 (3)	3 (3)	0					
22 寒川町	陳情	56 (44)	5 (0)	51 (44)	12	5	42		
	請願	0							
23 大磯町	陳情	59 (59)	28 (28)	31 (31)	0	0	—	○	—
	請願	1 (1)	1 (1)	0					
24 二宮町	陳情	42 (25)	20 (11)	22 (14)	17	9	53		
	請願	2 (0)	2 (0)						
25 中井町	陳情	53 (46)	15 (12)	38 (34)	7	3	—	○	—
	請願	0							
26 大井町	陳情	59 (58)	2 (1)	57 (57)	1	1	—	○	—
	請願	0							
27 松田町	陳情	55 (55)	2 (2)	53 (53)	0	0	—	○	—
	請願	1 (0)	1 (0)						
28 山北町	陳情	52 (52)	0	52 (52)	0	0	—	○	—
	請願	0							
29 開成町	陳情	50	2	48	50	2	4	?	
	請願	0							
30 箱根町	陳情	52 (51)	1 (0)	51 (51)	1	1	—	○	—
	請願	3 (3)	3 (3)	0					
31 真鶴町	陳情	48 (45)	8 (5)	40 (40)	3	3	—	○	—
	請願	3 (0)	2 (0)	0					
32 湯河原町	陳情	58 (57)	0 (0)	57 (56)	1	0	—	○	—
	請願	2 (2)	2 (2)	0					
33 愛川町	陳情	59 (42)	30 (25)	29 (17)	17	5	29		
	請願	1 (1)	1 (1)						
34 清川村	陳情	49 (49)	14 (14)	35 (35)	0	0	—	○	—
	請願	1 (1)	1 (1)	0					

(注1)カッコ内は、自治体外の団体等から複数自治体への提出が推定される、国等への働きかけを求めるものの

陳情・請願の受理件数および委員会付託・議員配付した件数 (注1)

(注2)横浜市会：①議員配付に加え、議長から市長等の回答を求め、陳情者宛てに通知したもの (141件)

②議員配付は行いが「要綱」第12項に基づき市会運営委が付託を省略し、関係局・関係区への回答請求不要と判断 (2件)

Part 1 議会局・議会事務局宛アンケート調査 (80点満点)

設問番号	設問の概要と回答の分類	配点
1-1,2 陳情の 受理数 および 取り扱い 状況	当該自治体内に住所を有する者から提出された陳情のうち、委員会に審査付託された陳情の比率を比較・評価	
	A 委員会付託率が高く(7割超) 委員会の意思決定が採択・不採択	7
	B 委員会付託率が高く(7割超) 委員会での表明が了承・不了承	4
C A・B以外	0	

2-1 陳情の 受理	請願法で受理が義務付けられている請願と同様に形式・手続きが整った陳情は受理しているか (市外からの陳情の議員配付も「受理」)	
	A 議会事務局が形式・手続きが整っていることを確認して受理	7
B 会議規則の「議長が受理する/処理する」という一般的な規定とは別に、議長が「受理しない」ことを決められるルールの運用がある (一定の透明度が担保されている：中間点4点)	0	

3-1 陳情の 取扱い の決め 方	受理した陳情の取扱い(委員会付託か議員配付か)を議運等の協議体で決めているか	
	A 受理した全陳情について、議運の協議を踏まえて決める(議運以外の協議体として正副委員長会議を含む)	7
	B 市外(県会とは県外)からの陳情を除き議運等で取扱いを協議する	7
	C 議長が議運等の意見を聞く陳情を選/議運等に諮らない陳情内容の類型が、横須賀市議会(中間点5点)の2項目よりも多い	2
D 取扱いに関し議運等の意見は聴かない	0	

3-1 議運傍聴	陳情の取扱いを協議する議運等は	
	A 原則、傍聴できる	4
B 傍聴できない/取扱いを協議しない	0	

3-3 趣旨 説明	委員会の陳情審査時に提出者は趣旨説明が	
	A できる	7
	B できない	0
C その都度委員会で決める	2	

3-3 会議録	陳情提出者の趣旨説明は「休憩中」か	
	A 休憩中ではない(会議録に載る)	7
	B その都度委員会で決める	3
C 会議録に載らない/趣旨説明できない/先例がない場合も含め、どちらとも言えない	0	

3-4 趣旨 説明の ネット 中継	陳情・請願を審査する委員会のネット中継は	
	A 委員会は中継し、趣旨説明も中継	6
	B その都度委員会で決める	3
	C 委員会は中継するが、趣旨説明中は継なし(「趣旨説明できない」を含む)	2
D 常任委のネット中継なし	0	

設問番号	設問の概要と回答の分類	配点
3-5 委員会の 意思 決定	陳情に対する委員会の意思決定は	
	A 陳情も、請願と同様の採択・不採択	7
	B 採択・趣旨採択・不採択 / 趣旨採択・不採択	2
C 了承・不了承/趣旨に沿う・沿い難い	0	

3-6 本会議 採決	委員会で採択・不採択の結論が出た陳情の本会議採決	
	A 本会議の採決で採択・不採決を決する	7
B A以外	0	

3-7 陳情の 議会 HP 掲載	受理した陳情の定例会ごとの議会HP掲載状況	
	A 受理した陳情について、どのような陳情が出されたかわかる(最低でも件名)	4
	B 委員会に付託した陳情について、どのような陳情が出されたかわかる	2
	C 採択された陳情等は陳情の本文をHP掲載/議会だよりにより要約掲載など	2
D 陳情は件名の掲載なし/本会議の表決結果表に件名のみ掲載	0	

4-1 議運の 傍聴・ ネット 中継	議会運営委員会は傍聴できるか (A+BorC 最大4点)	
	A 傍聴席で傍聴できる	1
	B 毎回ネット中継を視聴できる	3
	C 1定例会に1回以上ネット中継	1
	D ネット中継をしていない	0

4-2 委員会 資料 (A,B,C,D 間の複数 選択はな し。)	委員会資料を見ながら委員会傍聴・中継視聴ができるか	
	A 審査日程・議案以外の常任委員会資料が委員会開催日前にHPで見られる	3
	B ライブ中継視聴者は委員会当日にHPに掲載された資料を見られる	3
	C 中継録画視聴者はHPに掲載された資料を見られる	2
	D 傍聴席の傍聴者は設置の紙の資料またはモニター画面で見られる	1
E A~D以外	0	

4-3 議員毎 の表決	議員毎の議案に対する表決の公表	
	A 定例会毎に議会HPに表決結果一覧表を掲載	4
	B 議会だよりにより表決の結果を掲載	3
C 議員毎の表決は公開していない	0	

4-4(1) 本会議 会議録	本会議の会議録がHPに掲載されるのはいつか	
	A 次の定例会が始まるまで、又はそれ以前	3
B A以外	0	

4-4(2) 常任委 会議録	常任委員会の会議録のHP掲載はいつか	
	A 次の定例会の委員会開催日までに掲載	3
B A以外	0	

Part 2 議会ホームページ机上調査 (20点満点)

政務活動費の支出状況の公表	配点
A 収支報告書・会計帳簿・領収書の掲載	15
B 収支報告書・会計帳簿の掲載 または 収支報告書・領収書の掲載	10
C 収支報告書(各議員・会派提出の書面)のみ掲載	3
D 会派・議員全体の収支(支出状況)一覧表のみ掲載	1
E 一覧表も掲載していない	0

※政務活動費不交付と月額1万円未満の議会等は対象外

陳情・請願についての議会HP記載<注>		配点
1. 陳情・請願の意義の記載	A 陳情・請願の意義を積極的に記載	2
	B 制度運用としての説明にとどまる	1
	C 議会トップページに陳情・請願の見出しが見当たらない	0
2. 取扱いの流れ説明	A 提出の仕方と提出後の取扱いの流れがよくわかる	1
	B 提出を考える人の後押しになる記載ではない	0
3. 提出者の陳述	A 安心して陳述を申し出られるような記載	1
	B 趣旨説明の具体的説明なし ／趣旨説明不可	0
4. 個人情報の取扱い	A 下記<注>参照	1
	B 下記<注>参照	0

陳述・請願についての議会HP記載の<注>

1. 陳情・請願の意義の記載

誰でも陳情・請願を出せることとその意義を積極的に記載している場合は2点。(但し、請願権が憲法16条で保障されていることだけを述べ、制度運用と「法的保障」の関係が不明な場合や、請願の説明と対の形で「陳情には法的保障がない」と記載している場合は1点)

2. 提出の仕方および取扱いの流れの説明

委員会に審査付託しない陳情については、「a 該当要件」に加えて「b どこで誰がその判断をするか」が記載されるべきであるが、便宜的に a だけの記載であっても1点とした。(なお、この項目は陳情・請願の処理の仕方を評価する項目ではない。)

3. 陳情提出者の陳述取扱いの流れの説明

陳情者の趣旨説明ができない場合は0点。議会基本条例に「請願及び陳情に関し、意見を聞く機会を設けることができる」という規定があっても、議会HPの陳情・請願のページに趣旨説明についての具体的な説明がなければ0点。

4. 個人情報の取扱い

場面ごとの個人情報の取扱いを説明した記載が運用の実際と市民への説明の両面で最も望ましく、このような記載の議会を1点とした。参考例として川崎市議会の事例を資料⑤として掲げた。

提出者からの申出により一定の範囲で個人情報を公表しない取扱いを行っていることを説明している議会(南足柄市・葉山町議会)も1点としたが、川崎市議会型が議会本来の対応であると考えられる。

個人情報の扱いについて記載のない議会、および、公開・公表がなされることの説明にとどまり、陳情・請願を行おうとする人を躊躇させるおそれがあると見られる場合は、丁寧さを求めて0点とした。

政務活動費交付条例・同規則の規定と HP 公開年度 ④

- (1) 調査した 28 自治体（不交付団体を除く）のすべてが条例・規則等で、政務活動費の交付を受けた会派・議員（経理責任者を含む）に議長への提出義務書類として収支報告書に領収証等の添付を義務づけている。会計帳簿など他の添付資料は自治体によってまちまちである。
- (2) 調査したほぼすべての自治体が条例・規則等で、政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員に、会計帳簿の作成・証拠書類等の整理保管を 5 年間義務づけている。
※愛川町だけ「会計帳簿」の作成・保管を条例・規則等で規定していない。
- (3) 収支報告書の提出期限は、表現の違いはあるもののほぼ全ての自治体が、翌年度 4 月 30 日まで、としている。
※山北町だけ、翌年度 4 月 10 日まで、としている。
- (4) 各自治体が公表する年度は下記のとおり。収支報告書等の保存期間が 5 年間なので、HP 上の公開も 5 年間分の自治体が多い。公表年度が少ない自治体については議会事務局に架電にて照会し、その結果を備考欄に記載。

自治体	HP 上の公表年度	備考
神奈川県	令和 2 年度から令和 6 年度	
横浜市	令和 5 年度～令和 7 年度。	令和 4 年度以前は議会事務局にて閲覧可（情報公開請求不要）
川崎市	令和 2 年度から令和 6 年度	
相模原市	令和 2 年度～令和 6 年度	
横須賀市	令和 2 年度～令和 6 年度	
平塚市	令和 2 年度～令和 6 年度	
鎌倉市	平成 27 度～令和 6 年度	
藤沢市	平成 26 度～令和 6 年度	
小田原市	令和 2 年度～令和 6 年度	
茅ヶ崎市	平成 29 年～令和 6 年度	
逗子市	令和元年度～令和 6 年度	
秦野市	平成 30 年度～令和 6 年度	
厚木市	平成 28 年度～令和 6 年度	
大和市	令和 6 年度及び令和 5 年度分	3 年以上前の資料は情報公開請求にて開示
伊勢原市	令和 6 年度のみ (HP 内公表の議会だより内で令和元年度～令和 6 年度)	HP の直接公表は直前期（現在、令和 6 年度）のみ。それより前年度分は議会だより（HP 上公開）内で毎年 5 月発行に掲載（その場合、一覧表のみ）

海老名市	令和元年度～令和6年度	
座間市	令和2年度～令和6年度	
南足柄市	令和6年度のみ	2年以上前の資料は議会内図書室の備置を閲覧か情報公開請求にて公開
綾瀬市	令和3年度～令和6年度	
葉山町	平成27年度～令和6年度	
寒川町	令和元年度～令和6年度	
大磯町	令和6年度のみ (HP内公表の議会だより内で平成21年度～令和6年度)	HPの直接公表は直前期(現在、令和6年度)のみ。議会だより(HP上公開)毎年7月末発行に掲載
二宮町	平成27年度～令和6年度	
中井町	平成27年度～令和6年度	
松田町	HP上の直接公表は全く無い (HP内公表の議会だより内で平成27年度～令和6年度)	議会だより(HP上公表)の毎年8月1日号にて公表
山北町	令和5年度及び令和6年度	令和5年度から交付開始
箱根町	平成25年度～令和7年度上期	
愛川町	平成30年～令和6年度	

(5) 交付方法

高額の新潟県(月額53万円)、横浜市(月額55万円)、川崎市(月額45万円)の三件は毎月交付となっている。それ以外の自治体は、半期ごと(4月と10月)の2回に分けて交付するところと、年額一括交付(多くが5月)に交付するところに分かれる。

(6) その他(補足)

- ・公表が収支報告書一覧表のみで個々の会派(議員)の収支報告書を公表していない自治体に、本調査の見落としがないかの確認のため架電した際、「一覧表は各収支報告書をまとめただけなので、中身は同じですよ」という趣旨のコメントが、数ヶ所の自治体であった。
- ・収支報告書一覧表の公表だけでは情報公開として乏しいと考えるが、情報の利用の仕方によっては一覧表があると便利な場面も多いと考える。この点は、各自治体も利用者目線で考えて一覧表を作成し公表することが望まれる。この点、鎌倉市は一覧表だけの公表で不十分ではあるが、交付額に対する支出割合(=返還率)や費目別支出割合などのデータを一覧表に付して公表しており、利用者目線の「ひと工夫」が見られる。

<参考>

川崎市議会の請願・陳情における個人情報の取扱い

提出された請願・陳情は、提出者の住所及び氏名を含め、公文書として、情報公開の対象となりますが、以下のとおり、一定の範囲で個人情報の保護を行っております。なお、併せて提出された署名簿は、非公開となります。

1. 請願・陳情の提出の際にお伺いした電話番号は、内容等の問い合わせや、審査日程の連絡の際に使用するもので、公開はいたしません。
2. 請願・陳情は、会議の議題となる際に、住所及び氏名を含んだ形で会議資料となります。この資料は、議員や報道機関へ配付するほか、傍聴者の閲覧に供します。
3. 会議資料は、会議録の資料編に掲載されますが、冊子として制作する会議録においては住所及び氏名を含んだ形で掲載し、市議会ホームページで公開するものにおいては住所は区名までの記載とし、氏名は記載しない扱いとしております。なお、提出者の団体名は、そのまま掲載しております。
4. 請願文・陳情文は、市議会ホームページへの掲載や、公共施設（かわさき情報プラザ、公文書館、中原図書館、各区役所の市政資料コーナー）への配架により、一般に公開しておりますが、これらについては、住所は区名までの記載とし、氏名は記載しない扱いとしております。なお、提出者の団体名は、そのまま掲載しております。
5. 川崎市議会では、委員会のインターネット中継を実施しております。委員会での請願・陳情の審査においては、議会局職員が請願・陳情を朗読いたしますが、その際には、提出者（代表者）の住所は区名まで、氏名は名字まで読み上げます。また、団体名はそのまま読み上げます。なお、署名簿については、審査の前までに受け付けた署名者の総数のみを、朗読に併せて報告いたします。

神奈川県内議会「市民に開かれた議会度」調査 採点表

	議会事務局へのアンケート調査(陳情・請願の取扱い)										(陳情・請願の取扱い以外)					議会ホームページ机上調査					合計点	政務活動費の項目が採点対象外の議会の100点満点換算
	1-1, 2	2-1	3-1(1)	3-1(2)	3-3(1)	3-3(2)	3-4	3-5	3-6	3-7	4-1	4-2	4-3	4-4(1)	4-4(2)	政務活動費の支出状況のHP公開	陳情・請願についてのHP記載					
	陳情の受理数および取り扱い状況	陳情の受理	陳情の取扱いの決め方	取扱いを協議する議運等の傍聴	陳情審査時の趣旨説明	趣旨説明は会議録に載るか	趣旨説明のネット中継	陳情に対する委員会の意思決定	陳情の本会議採決	陳情の議会HP掲載	議運の傍聴・ネット中継	委員会資料	議員毎の議案表決の公開	本会議会議録のHP掲載時期	委員会会議録のHP掲載時期		陳情・請願の意義の記載	取扱いの流れの説明	提出者の陳述	個人情報取扱い		
7点	7点	7点	4点	7点	7点	6点	7点	7点	4点	4点	3点	4点	3点	3点	15点	2点	1点	1点	1点			
神奈川県	4	7	7	4	2	0	6	0	0	2	4	2	0	3	3	15	2	1	1	0	63	
横浜市	0	7	2	4	2	3	6	0	0	2	4	3	4	3	3	3	1	0	0	0	47	
川崎市	7	7	7	4	0	0	2	2	0	4	4	3	4	3	3	3	1	1	0	1	56	
相模原市	7	7	7	4	2	7	6	7	7	2	4	1	0	3	0	10	1	1	0	1	77	
横須賀市	4	7	5	4	7	7	6	0	0	4	4	3	4	3	3	15	1	1	1	1	80	
平塚市	0	0	2	4	0	0	0	2	7	0	1	1	0	3	3	3	2	1	0	0	29	
鎌倉市	0	0	2	4	7	3	3	7	7	4	2	1	3	3	0	1	1	1	1	0	50	
藤沢市	4	7	7	4	7	7	6	0	0	4	1	3	0	3	3	15	2	1	1	1	76	
小田原市	0	7	7	4	7	7	6	7	7	2	1	3	4	0	0	10	1	1	1	0	75	
茅ヶ崎市	7	4	7	4	7	7	6	7	0	4	4	3	4	3	3	15	2	1	0	0	88	
逗子市	4	7	7	4	0	0	0	0	0	2	1	1	3	0	0	1	1	1	0	0	32	
三浦市	4	7	7	4	7	7	0	0	0	2	1	0	4	0	0	不交付	1	1	1	0	46	54
秦野市	0	4	7	4	7	7	0	2	7	4	1	1	3	3	3	15	1	1	0	0	70	
厚木市	0	7	7	0	0	0	2	2	7	2	0	1	4	0	0	3	2	1	0	0	38	
大和市	7	7	0	0	7	7	0	7	7	2	1	1	4	3	0	15	1	1	1	0	71	
伊勢原市	7	7	7	4	0	0	0	7	7	4	0	1	3	3	3	10	1	0	0	0	64	
海老名市	4	7	7	4	7	0	2	0	0	4	1	1	4	3	3	10	1	0	1	0	59	
座間市	7	7	0	0	2	0	0	7	7	0	1	1	4	3	3	1	1	1	0	0	45	
南足柄市	1	7	7	4	7	7	6	2	0	4	1	0	4	3	3	15	1	1	1	1	75	
綾瀬市	4	7	2	4	2	7	0	0	0	4	1	1	4	3	3	1	1	0	0	0	44	
葉山町	7	7	7	0	7	7	6	2	7	2	4	3	4	3	3	1	1	1	1	1	74	
寒川町	0	7	7	4	7	7	6	7	7	4	1	3	4	3	3	15	1	1	1	0	88	
大磯町	1	7	7	4	7	0	0	2	7	4	1	3	4	0	0	1	0	1	0	0	49	
二宮町	0	7	7	4	7	7	0	7	7	2	1	0	3	3	3	1万円未満	2	1	1	0	62	73
中井町	1	0	7	4	2	3	0	7	7	4	1	1	4	3	0	3	1	0	0	0	48	
大井町	1	7	7	4	7	7	0	7	7	2	1	0	3	3	3	不交付	1	0	0	0	60	71
松田町	1	7	7	4	2	0	0	2	7	2	1	1	3	3	0	1万円未満	1	0	0	0	41	48
山北町	1	7	7	4	2	0	0	2	7	4	1	0	3	0	0	1	1	0	0	0	40	
開成町	0	7	7	4	2	0	0	2	7	2	1	0	4	3	0	不交付	1	0	0	0	40	47
箱根町	1	7	7	4	7	0	0	2	7	4	1	1	3	3	0	15	0	0	0	0	62	
真鶴町	1	7	7	4	2	0	2	2	7	2	1	0	4	0	0	不交付	1	0	0	0	40	47
湯河原町	1	7	7	4	2	7	0	2	7	0	1	1	3	3	3	不交付	1	0	0	0	49	58
愛川町	0	7	7	4	7	7	0	2	7	4	1	1	4	3	0	1	1	0	0	0	56	
清川村	1	7	7	4	7	0	0	2	7	2	1	1	3	0	3	不交付	1	1	0	0	47	55

※ 2-1の調整点および他の2問の設問における中間点は太字で表示

広報誌で振り返る「かながわ市民オンブズマンの活動（議会関係）」年表

号	発行	記事
創刊号	1997.4	県・県内議会について、委員会の傍聴・会議録公開の「透明度」調査を実施
6号	1997.11	都道府県議会の海外視察調査（全国オンブズ）
9号	1998.2	都道府県議会野球大会への公費支出（全国オンブズ）
11号	1998.5	議会の透明度調査（全国オンブズ）
13号	1997.7	県議会の海外視察・政務調査費につき情報公開請求により資料分析
24号	1999.11	県議会へ請願（県警も情報公開制度の実施機関に）。常任委員会で意見陳述し、引き続き審議の傍聴を申請したが不許可。国賠請求訴訟へ。
25号	1999.12	県議会委員会傍聴運動の呼びかけ。傍聴権侵害訴訟を提起。
26号	2000.2	県議会委員会に集団傍聴申請（不許可）。第2次傍聴権侵害訴訟提起。
29号	2000.6	第3次傍聴権侵害訴訟提起。県議会の政務調査費証拠書類につき情報公開請求訴訟。
30号	2000.7	県議会委員会条例改正を求める請願（委員会公開原則明記を求める） ※常任委員会傍聴ができないのは8府県のみ。
34号	2001.1	県議会傍聴券侵害訴訟で原告本人尋問実施
	2003.6～	県議会常任委員会傍聴が可能に（当日10時までに傍聴申し込みをし、定員8名を超えた場合は抽選）
59号	2004.11	県議会へ請願【常任委員会の原則公開の徹底・傍聴人定員規定の弾力的運用／傍聴人への審議資料の配布など】
60号	2005.1	オンブズの請願3件はすべて「継続審査」へ
63号	2005.7	オンブズの請願3件のうち2件は更に「継続審査」、1件（傍聴人への資料配布）は不採択＝「議論の過程で資料を配ると、県民に誤解を与えかねない」等の理由
64号	2005.9	県議会各会派へ政務調査費領収書開示の「お願い」文書配布
66号	2006.1	オンブズの請願残る2件は丸1年経っても「継続審議」
	2006.4～	県議会常任委員会傍聴申込みにつき、定員に達しない委員会は申込時間を10時20分まで延長
74号	2007.5	横浜市会常任委員会傍聴訴訟提起
75号	2007.7	県議会で傍聴者への審議資料「貸与」が実現（ただし、実際には全資料の貸与でないことが傍聴により判明）
78号	2008.1	学習会「市民の声が届く議会に！ 請願陳情を考える」開催
85号	2009.3	県議会に対し、政務調査費の収支報告書に会計帳簿の写しを添付するよう陳情
90号	2010.1	県議会の会期「倍増」に伴い、議会運営の改善を求め陳情
97号	2011.3	県議会政務活動費領収書をチェック
131号	2016.11	政務活動費領収書等のweb公開を求め、全国で一斉陳情
	2024.11～	県議会が政務活動費領収書をweb公開(2023年5月分～)